

令和4年度 東根市立大富中学校部活動方針

東根市立大富中学校では、『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（平成30年3月スポーツ庁策定）及び『文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（平成30年12月文化庁策定）並びに『山形県における運動部活動の在り方に関する方針中学校・特別支援学校中学部編』（平成30年12月山形県教育委員会策定）、東根市教育委員会中学校部活動方針に則り、本方針を策定する。また、本方針は、山形県中学校校長会、山形県中学校体育連盟及び山形県中学校文化連盟の指針に則り、北村山地区中学校校長会、北村山中学校体育連盟及び北村山中学校文化連盟との共通認識のもとに制定するものである。なお、本方針は、本校における運動部及び文化部の両活動に適用する。

I 東根市立大富中学校部活動基本方針

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員との人間関係を構築したり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動である。また、生徒自身にとっても中学校生活の大きなウェイトを占め、人間形成においても大きな影響を与える大切な活動である。しかし、一方では勝利至上主義から、生徒の健康が危惧される程の過度な活動が行われたり、顧問である教員の負担が増大したりすることなども指摘されている。このことを踏まえ、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、運動部及び文化部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で適正に実施されることを目指す。

1. スポーツや文化及び科学等に親しむことを通して、バランスのとれた心身の成長と、豊かな生涯スポーツあるいは生涯学習を実現するための資質・能力の育成を図る。
2. 生徒の自主的で自発的な参加を大切にし、効率的・効果的に取り組む。
3. 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
4. 部活動の在り方について、保護者・地域の理解を得るための啓発に取り組むとともに、将来、協同・融合して取り組む形に進められるよう検討していく。

校長は、本方針をもとに本校の状況に適した部活動方針を制定し、教職員、生徒及び保護者、支援コーチに周知するとともに、東根市教育委員会に報告する。

II 部活動と部活動支援スポーツ少年団の定義

1. 部活動

学校教職員（部顧問）が指導している時間の活動。学校長が委嘱した支援コーチ（指導員の資格を取得した者）が同時に指導に加わることができる。

2. 部活動支援スポーツ少年団活動

学校教職員が不在で、学校長が委嘱した支援コーチ（指導員の資格を取得した者）が指導している時間の活動。学校教職員（部顧問）が同時に指導に加わることができる。

III 運 営

1. 部活動

- (1) 今年度開設する部活動は、以下に示す部とする。

・野球（男女） ・ソフトボール（女） ・バスケットボール（男）

・バレーボール（女）　・卓球（女）　・剣道（男女）　文化（男女）

- (2) 1年生は、部活動体験入部期間を経て、年度当初に入部を届け出る。
- (3) 事情により、年度途中あるいは進級後の変更を校長が認める場合がある。

2. 部活動支援スポーツ少年団

部活動と連携している「部活動支援スポーツ少年団（以下、支援スポ少）」への部員の加入については任意とし、支援スポ少等関係者及び保護者は、保護者会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気にならないように努める。

3. 校外活動

本校に活動を希望する部活動がなく、学校外での活動を継続的に行う場合は、部活動の代替活動として校外での活動（以下、校外活動）を認める。

- (1) 校外活動の内容を精査し、校長が承諾する。
- (2) 校外活動については保護者が責任を持つ。教員を顧問として配置しない。
- (3) 活動計画について学校（校外活動担当教員）に報告する。
- (4) 中体連が主催する大会への出場については可能な限り認め対応する。ただし、学校運営上、大会に教員を派遣できない場合は、参加できない。

4. 部活動と支援スポ少を合わせた休養日及び活動時間等について

(1) 休養日

- ① 平日 毎週月曜日
- ② 土・日曜日 週当たり1日以上とする。
- ③ 休日・祝日 原則、休養日とする。
- ④ 長期休業中 連続した休養日を設定する。

(2) 活動時間

- ① 平日 2時間程度とする。
- ② 土・日曜日等 3時間程度とする。

(3) 休養日と活動時間に係る配慮事項

- ① 始業前の活動について禁止とする。
- ② 定期テスト前等、校長が定めた期間は部活動休止とする。
- ③ 土・日曜日、休日・祝日において、校長が認めた練習試合や大会参加を希望する場合には、超過した分の代替休養日を、直近の平日（定期テスト前等には含まない）に設定する。
- ④ 校長が示した、「部活動充実期間」で計画した活動時間の超過分（土・日曜日）は、直近の土・日曜日に振り替える。ただし、定期テスト強化期間の土日に含まない。
- ⑤ 練習試合や合同発表会、講習会等も上記で定めた活動時間を超えないように配慮する。ただし、競技種目や発表会等の運営や内容の性格上、どうしても活動時間が超過する場合は、部活動顧問は、予定される超過時間分の休養を設ける。
- ⑤ 競技種目や発表会等の運営や内容の性格上、季節等により、どうしても回避できない活動等の繁忙期がある場合は、活動を休止する時期を設定するなど、年間で活動時間を調整する。その場合も、部活動顧問は、活動内容や活動時間が

過度にならないように計画する。

- ⑥ 校外活動担当顧問は、学校外のクラブ等に所属して活動している部員の保護者と連絡を取るなどして、その実態を把握し、校長に報告するとともに、教職員にも周知する。また、その保護者及び部員には、必要があれば、校長の判断のもと活動内容や活動時間について指導・助言を行う。
- ⑦ 部活動顧問は、部員が所属している学校管理下外の「地域スポーツクラブ（文化系のクラブも含む）」の活動が、学校の部活動と同じ内容の活動（参加メンバーのほとんどが部員等）を行っている実態を把握した場合には、生徒への過度な負担を避けるため、学校の部活動と地域のクラブ等の活動日・活動時間が上記２（１）、（２）の規定内となるようクラブ等関係者及び保護者の理解と協力を得る。

(4) 活動場所

曜日	火		水		木		金	
	部活	支援スポ	部活	支援スポ	部活	支援スポ	部活	支援スポ
ステージ側	バスケ	卓球	卓球	バレー	バレー	卓球	卓球	バスケ
入口側		バレー		バスケ	バスケ		バレー	
武道場	剣道	「社体」	剣道	「社体」		剣道		剣道

- ① 火曜日・金曜日 ４月～９月 15:15～17:15 １０月～３月 16:15～17:15
水曜日・木曜日 ４月～９月 14:55～17:15 １０月～３月 15:55～17:15
が「部活動」。18:00～20:00 が「部活動支援スポーツ少年団」。
- ② 割り当てられた日に必ず活動しなければならないものではない。
- ③ 土・日・祝日の活動場所については、部活動担当教員が３か月周期で別に示す。

5. 年間活動計画と年間活動実績について

- (1) 部活動主任は、上記「４．部活動と支援スポーツ少を合わせた休養日及び活動時間等について」に示す規定に基づき、年度当初に適切な年間活動計画を作成して校長に提出し許可を得る。
- (2) 部活動顧問は、年間活動計画に基づき月別活動計画を作成し、規定に見合った休養予定を設定して校長の許可を得る。
- (3) 校長は、各部の活動計画について指導・評価をする。

6. 大会、発表会、コンクール等への参加と県外遠征、対外試合への参加について

- (1) 部活動顧問は、学校の代表として部あるいは部員を大会、発表会、コンクール等や県外遠征等に出場、参加させる場合は、校長の許可を得る（中体連及び中文連主催等）。
- (2) 県外遠征等に参加する場合、または宿泊を要する場合には、教育委員会の承認を得る。合宿については、実施地が県内外にかかわらず、同様の手続きを行う。
- (3) 部活動顧問は、学校管理下外における大会、発表会、コンクール等や県外遠征等への出場、参加について、その把握を行う。また、保護者に対し、学校管理下外における大会等への参加を希望するにあたっては、事前に部活動顧問に相談する

よう理解と協力を求める。

- (4) 移動手段は、公共交通機関か自転車を使用する。保護者による自家用車での送迎の場合は、他の生徒を同乗させない。

7. 部活動運営委員会（部活動に係る支援コーチへの委嘱状交付と保護者会役員会）の設置及び保護者、地域との連携について

- (1) 校長は、部活動運営委員会（校長・教頭・各部顧問・部活動支援コーチ・各部保護者会長）を設置し、活動及び運営の適正化を推進するとともに、部活動関係者及び地域の理解と協力を得る。
- (2) 部活動顧問は、部活動に保護者会が設置されている場合、その目的が部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会等を主催したりすることのないよう、保護者の理解と協力を得る。
- (3) 保護者会における部活動運営費等がある場合は、その管理は保護者が行うものとする。ただし、部活動顧問は、その使途について把握し、各校の方針にある生徒の健全育成に沿う活用内容になるよう、管理に関わることをについて保護者の理解と協力を得る。

8. 部活動支援コーチ

- (1) 以下の条件を満たし、顧問と保護者会長の推薦があった者を学校長が委嘱する。
 - ① 本校の部活動方針を理解する方。
 - ② 暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない方。
- (2) 以下の場合、指導者の委嘱を取り消す場合がある。
 - ① 本校部活動方針に理解し、協力いただけない方。
 - ② 指導者本人が、委嘱の取り消しを申し出た場合。
 - ③ 指導の中で、重大な問題（生徒への暴力・暴言・セクハラ等）があり、顧問あるいは保護者会から、委嘱の取り消しを請求された場合。

9. 新型コロナウイルス感染防止対策

日々変化する新型コロナウイルス感染状況に対応した、山形県教育委員会、東根市教育委員会、山形県中学校体育連盟、山形県中学校文化連盟、北村山中中学校校長会の「感染防止対策（仮名）」依頼に則り、本校部活動を運営する。よって、必要に応じて『Ⅲ. 運営』の内容を変更する場合がある。

上記は、東根市教育委員会の方針に則って作成し実施する。

上記方針は 2019 年 4 月 1 日より実施する。

策定 2019 年 3 月 14 日

改定 2020 年 4 月 1 日

改定 2021 年 4 月 1 日

改定 2022 年 4 月 1 日

東根市立大富中学校

部活動支援スポーツ少年団指導計画 ※以下、「スポ少」

I 方針

本校部活動方針を理解し、部活動を支援することを

目的として、生徒の健全育成を目指す。

II 運営

- (1) 団体結成には以下の登録を必要とする。
 - ①指導員の資格を取得した者が2名いる。
 - ②スポ少会員（所属する生徒）は、スポーツ保険（任意保険）に加入しなければならない。
- (2) スポ少への加入は、生徒・保護者の意志を尊重し任意とする。
- (3) 指導は学校長が委嘱した指導者があたる。（指導者研修会への受講を推進する）
また、学校職員がその指導者として加わることもできる。
- (4) 顧問が、「部活動方針」の規定に基づいて活動日を設定する。

III 施設利用

- (1) 学校内の体育施設（体育館・グラウンド・野球場等）を使用して活動する場合は、体育施設使用許可申請書（前月25日まで学校へ）を代表者が学校に提出し使用の許可を得ること。変更が生じた場合は、各スポ少において責任を持って鍵を管理している方（菅原商店）へ連絡する。（提出書類は学校長→教育委員会へ）
- (2) 使用団体の代表（当番）者は、開場・施錠・鍵の返却を行い、特にトイレや体育館南口・各部室の確認をする。
- (3) 練習に必要な飲み物以外の飲食物の持ち込みをしない。（ゴミの持ち帰り）

IV 活動日と時間（体育館等施設の割り当て）

- (1) 平日
 - ・部活動が行われていない夜間。
- (2) 土曜日・日曜日
 - ・両日部活動が行われない週の、どちらか1日。
- (3) 時間
 - ・平日 18:00～20:00（2時間）（終了・施錠）
 - ・休日 顧問が計画した時間（3時間）（終了・施錠）
 - ※ 月曜日は計画しない。
 - ※ 定期テスト等前学習強化期間は活動しない。（日曜・祭日も含む）

VI その他

- ・平日の活動の際は、いったん帰宅し補食・学習を済ませて活動に参加する。
- ・登下校の約束や持ち物の約束は、学校の部活動と同様とする。
- ・生活リズムを整え、学業と両立する努力ができるよう、部活動基本方針に基づき、部活動顧問とスポ少代表者が連携を図る。
- ・日々変化する新型コロナウイルス感染状況に対応した、山形県教育委員会、東根市教育委員会、山形県中学校体育連盟、山形県中学校文化連盟、北村山中学校校長会の「感染防止対策（仮名）」依頼に則り、本校部活動支援スポ少を運営する。よって、必要に応じて計画内容を変更する場合がある。